

社会福祉法人神川町社会福祉協議会事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条第3項の規定により、本会事務局に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 事務局は、次の事務を掌る。

- (1) 公印の管守に関する事
- (2) 人事及び給与に関する事
- (3) 文書の收受、発送及び保管に関する事
- (4) 予算、決算に関する事
- (5) 会議に関する事
- (6) 財産の管理に関する事
- (7) 積立金に関する事
- (8) 規則、規程に関する事
- (9) 物品の購入、修理及び賃貸に関する事
- (10) 物品の検収及び保管に関する事
- (11) 収入及び支出に関する事
- (12) 不用品処分に関する事
- (13) 現金、その他出納に関する事
- (14) 本会の車に関する事
- (15) 主管事務の統計に関する事
- (16) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (17) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (18) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (19) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (20) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (21) 共同募金事業への協力
- (22) ボランティア活動の振興
- (23) 居宅介護等事業
- (24) 生活福祉資金貸付事業
- (25) 神川町生活福祉資金貸付事業
- (26) 心配ごと相談事業
- (27) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(事務局職員)

第3条 事務局には、次の職を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 主査
- (3) 主任
- (4) 主事
- (5) 福祉活動専門員
- (6) ホームヘルパー
- (7) 介護員
- (8) その他の職員

2 必要がある時は、前記の職員その他嘱託等を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、会長並びに常務理事の命を受け、本会の業務を掌理し、職員
の指導監督を行なう。

2 主査、主任、主事及びその他の職員は、それぞれの上司の命を受け業務を分
担する。

3 ホームヘルパーは、上司の命を受け業務を分担する。

4 介護員は、上司の命を受け業務を分担する。

(委任)

第5条 この規程の定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。